

JR西日本におけるPiTaPaポストペイサービス（後払い）の適用条件

- **JR西日本ポストペイエリアの駅相互間のご利用で、PiTaPaカードで乗車駅（入場）、降車駅（出場）の自動改札機をご利用された場合に、ポストペイサービスを適用します。**
- **この場合、PiTaPaカード内の残額（チャージされた額）からは減額されません。**

PiTaPaポストペイサービスの適用とはならない場合

- 以下のご利用の場合、ポストペイサービスの適用とはなりません。
(PiTaPaカード内の残額（チャージされた額）からの減額となります。)
 - JR西日本ポストペイエリアの駅とポストペイエリア外（JR西日本以外の他社の駅を含みます）の駅間のご利用、ポストペイエリア外の駅相互間のご利用
 - のりこし精算機でのPiTaPaカードと他のきっぷを併用した精算
 - 自動券売機でのきっぷ購入 など
- その他、PiTaPa定期サービスの定期券区間内のご利用、新幹線でのご利用（スマートEXサービスとしてのご利用）、チャージ（入金）も、ポストペイサービスの適用とはなりません。

その他ご注意事項

- 既にPiTaPaカードをお持ちのお客様を含めて、自動的にポストペイサービスを適用します。
- キッズカード（小学生用）もポストペイサービスを適用します。（小児運賃適用）
- JR西日本の各駅では、PiTaPaカードへの定期券発売、再発行、オートチャージ（自動入金）等のお取扱いを行いません。また、ICOCA電子マネー加盟店でのPiTaPaカードによるお支払いはできません。